

第9章 環境影響評価方法書についての長野県知事の意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解

環境影響評価法第40条第2項の規定により読み替えて適用される同法第10条第1項の規定に基づき、平成29年10月26日に環境保全の見地からの長野県知事の意見が提出されました。方法書についての長野県知事意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解は、表9.1に示すとおりです。

表 9.1 (1) 方法書についての長野県知事意見と都市計画決定権者の見解

環境要素	番号	長野県知事意見	都市計画決定権者の見解
全般	1	今後決定する具体的なルートやトンネル、高架等の道路構造（以下単に「道路構造」という。）を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）作成前の詳細な平面縦横断線形が明らかになった時点で県に報告し、調査、予測及び評価の地点や方法について助言を受けること。	準備書作成前の詳細な平面縦横断線形が明らかになった令和2年9月に長野県環境影響評価技術委員会に報告し、委員会において得られた助言を踏まえ、都市計画の案の具体的なルート、道路構造等を基に、適切に調査、予測及び評価を行いました。
	2	準備書段階で道路構造、工法等に不確定部分が残っている場合は、最も環境負荷が大きくなる条件を想定し、調査、予測及び評価を行うこと。	準備書段階では道路構造、工法等は確定しませんが、調査、予測及び評価については、都市計画の案の具体的なルート、道路構造及び想定される工法等を基に、現実的に実施が想定される範囲内で、環境負荷が大きくなる条件を設定し、調査、予測及び評価を行いました。
	3	実施区域及びその周辺は大半の項目において環境基準を大きく下回る地域であることが想定されるため、環境影響評価の実施にあたっては、現況を的確に把握した上で、その状況をできる限り悪化させないという観点から評価を行い、必要な環境保全措置を講じること。	環境影響評価の実施にあたっては、現況を的確に把握した上で、予測及び評価を行いました。また、評価にあたっては、基準または目標との整合に係る評価とともに、現況をできる限り悪化させないという観点を踏まえ、実行可能な範囲内で環境影響をできる限り回避又は低減するための環境保全措置を検討しました。
	4	実施区域周辺には、住宅や老人福祉施設など特に配慮を要する施設があるため、それらへの影響について適切に予測及び評価を実施すること。	大気質、騒音、振動等については、P.11-1-24及びそれ以降の頁に示すとおり、住宅や老人福祉施設等特に配慮を要する施設を考慮して代表的な予測位置を設定し、適切に予測及び評価を行いました。

表 9.1 (2) 方法書についての長野県知事意見と都市計画決定権者の見解

環境要素	番号	長野県知事意見	都市計画決定権者の見解
全般	5	<p>準備書の作成にあたっては、地質断面図、ボーリング柱状図等の予測評価等の根拠を示すとともに、専門用語について注釈を行う、工法等を図示するなど住民により分かりやすい図書となるよう努めること。</p>	<p>準備書の作成にあたっては、地質断面図（P.11-6-39）、ボーリング柱状図（P.11-6-40 及びそれ以降の頁、資料編 P.5.2-1 及びそれ以降の頁）等の予測及び評価等の根拠を示すとともに、専門用語について注釈（P.11-1-1 及びそれ以降の頁）を行う、想定される工法等を図示（P.3-11 及びそれ以降の頁）する等住民により分かりやすい図書となるよう努めました。</p>
	6	<p>道路構造、工法、想定される環境影響等を具体的に住民に提示し、理解を得ながら今後の手続を進めること。また、その状況について、県に報告すること。</p>	<p>今後の環境影響評価手続きについては、想定される道路構造、工法、環境影響等を住民説明会で具体的に提示し、理解を得ることに努めながら進めます。また、その住民説明会の状況について、長野県に報告します。</p>
事業計画	7	<p>実施区域には断層帯、土砂災害特別警戒区域及び軟弱地盤地域が存在することに十分に配慮し、道路構造等を検討すること。また検討の経緯及び内容について準備書において明らかにすること。</p>	<p>計画路線は、位置及び基本構造の検討段階から、断層帯、土砂災害特別警戒区域及び軟弱地盤地域に配慮した計画としています。断層帯についてはトンネル構造での通過をできる限り回避した計画としています。土砂災害特別警戒区域については土工での通過をできる限り回避するとともに、土工で通過する場合は地形改変を極力少なくした計画としています。軟弱地盤地域については嵩上式で通過する場合には橋梁構造を採用し、地盤沈下による影響をできる限り低減した計画としています。</p> <p>また、詳細な道路構造、施工方法等については、事業実施段階において、断層帯、土砂災害特別警戒区域及び軟弱地盤地域に十分に配慮して検討します。</p> <p>この内容については、準備書（P.3-28 及びそれ以降の頁）に記載しました。</p>

表 9.1 (3) 方法書についての長野県知事意見と都市計画決定権者の見解

環境要素	番号	長野県知事意見	都市計画決定権者の見解
騒音、振動、低周波音	8	住宅の密集する地域がトンネル抗口の近傍となることが想定されるため、発破工事を実施する場合には、騒音、振動及び低周波音に係る環境要因として発破工事を選定し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。	トンネルにおける発破工事の実施については、事業実施段階において、地質調査や詳細設計を実施し施工方法を検討するため、現段階では決定していません。 トンネル工事において発破を実施する場合には、事業実施段階で適切な火薬量による発破工法の採用や、防音扉の設置等により環境保全措置を検討し、発破に伴う影響の低減に努めます。この内容については、準備書 (P. 3-30) に記載しました。
水質	9	降雨時の水質調査については、降雨量の違いによる水質への影響を適切に把握できるよう、複数回実施すること。	降雨時の水質調査については、年間の変動状況を把握するため、P. 11-5-4 及びそれ以降の頁に示すとおり、渇水期 1 回、豊水期 2 回 (梅雨期、台風期) の複数回の調査を行いました。
水象	10	地下水については、工事実施箇所だけではなく、その下流へ影響が生じる可能性があるため、地下水の広域的な連動性を把握できるよう調査地点を設定し、事業による影響を適切に予測及び評価を行うこと。	地下水については、P. 11-6-14 及びそれ以降の頁に示すとおり、実施区域から約 1km の範囲を対象に、広域的な連動性を把握できるよう調査地点を設定するとともに、調査結果を踏まえて、事業による影響について、専門家の意見を聴きながら適切に予測及び評価を行いました。
	11	河川への橋脚の設置等による漁業等の水面利用への影響について、漁業関係者への聞き取りを行い、適切に調査、予測及び評価を行うこと。	河川への橋脚の設置等による漁業等の水面利用への影響については、漁業関係者への聞き取り調査を行い、水面利用の状況を把握しました。漁業等の水面利用について、環境保全措置として「観測修正法による最適な工法の採用」を実施することで、河川の流量の変化を抑制します。また、河川の水質への影響を抑制するため、工事にあたっては、止水性の高い仮締切工法を採用し、直接流水に接しない施工を行うとともに、必要に応じて現地状況を踏まえた適切な仮設材料による一時的な流路の切り回しや、濁水処理施設の設置及び中和処理による工事排水の適切な処理等を行います。さらに、トンネル工事による濁水についても、濁水処理施設を設置して河川等に直接濁水を流さないようにします。よって、漁業等の水面利用は維持されるものと考えています。

表 9.1 (4) 方法書についての長野県知事意見と都市計画決定権者の見解

環境要素	番号	長野県知事意見	都市計画決定権者の見解
地形・地質	12	<p>諏訪盆地の断層群は、諏訪盆地における新期断層変位地形が生じている地域であるため、重要な地形及び地質として位置付け、調査、予測及び評価の地点への追加を検討すること。</p>	<p>諏訪盆地の断層群については、「日本の地形レッドデータブック」等に学術上又は希少性の観点から保全すべき重要な地形及び地質として位置づけられていないため、重要な地形及び地質として選定しておりません。</p> <p>なお、実施区域及びその周辺に分布する諏訪盆地の断層群については、P.11-7-1 及びそれ以降の頁に示すとおり、事業実施段階において、事業地に露頭している新期断層変位地形（断層崖）が存在する場合は、調査、記録に努めます。</p>
地盤	13	<p>実施区域内には、軟弱地盤地域が存在するため、地盤を環境影響評価項目として選定し、適切に調査、予測及び評価を行うことを検討すること。</p>	<p>本事業では、軟弱地盤と想定される地域において、地下水位の低下が生じるおそれのある切土等の掘削工事、トンネル工事を予定していないため、地盤を環境影響評価項目に選定しておりません。</p> <p>なお、地盤への対応については、P.3-28 及びそれ以降の頁に示すとおり、事業実施段階において、詳細な地質調査を行い、必要に応じて地盤沈下の発生に十分配慮した施工方法等を検討します。</p>
植物、動物	14	<p>河川に橋脚を設置する場合には、工法によって、その下流に大きな影響を与える可能性があるため、今後決定する道路構造、工法等を踏まえ、水生動植物の調査範囲の拡大を検討すること。また、当該調査の結果を踏まえ、水生動植物への影響のより少ない工法への見直しを検討すること。</p>	<p>橋脚の設置を予定している河川では、低水路に接しない位置に橋脚を設置するとともに必要以上に橋脚の断面積を大きくしない計画としています。また、河川での橋梁工事で水底の掘削を行う場合、仮締切による工事により直接流水に接地しない工法を採用するとともに、工事による濁水の排水は、沈砂池、処理施設を設置・浄化した後に、公共用水域に流す等、水生動植物への影響の少ない工法を採用します。これら実行可能な範囲内で環境影響をできる限り回避又は低減した配慮を行うため、事業影響は事業地周辺に限られるものと考えており、水生動物は P.11-9-7 及びそれ以降の頁に示すとおり実施区域から約 250m、水生植物は P.11-10-5 及びそれ以降の頁に示すとおり実施区域から約 100m の範囲で調査を行いました。</p>

表 9.1 (5) 方法書についての長野県知事意見と都市計画決定権者の見解

環境要素	番号	長野県知事意見	都市計画決定権者の見解
植物、動物	15	動植物の調査については、環境が大きく変化することとなる明かり部に重点を置いて行うこと。	動植物の調査については、P. 11-9-7 及びそれ以降の頁に示すとおり、環境が大きく変化することとなる明かり部に重点を置いて行いました。
	16	かつての渋のエゴ付近や周辺河川付近は、諏訪湖でも最後に残された水生植物群落が分布している場所であるため、植物の調査、予測及び評価の地点への追加を検討すること。	橋脚の設置を予定している河川では、低水路に接しない位置に橋脚を設置するとともに必要以上に橋脚の断面積を大きくしない計画としています。また、河川での橋梁工事で水底の掘削を行う場合、仮締切による工事により直接流水に接地しない工法を採用するとともに、工事による濁水の排水は、沈砂池、処理施設を設置・浄化した後に、公共用水域に流す等、水生動植物への影響の少ない工法を採用します。これら実行可能な範囲内で環境影響をできる限り回避又は低減した配慮を行うため、事業影響は事業地周辺に限られるものと考えており、水生植物は P. 11-10-5 及びそれ以降の頁に示すとおり実施区域から約 100m の範囲で調査を行いました。
	17	メガネサナエは、日本では諏訪湖と琵琶湖にしか生息しない希少なトンボであるため、あらかじめ生態、生息地等について把握した上で、調査、予測及び評価を行うこと。	メガネサナエについては、事前に専門家に聞き取り調査を行い、生態、生息地等を把握した上で、P. 11-9-4 及びそれ以降の頁に示すとおり、羽化殻・羽化個体調査、成虫調査、幼虫調査を行うとともに、調査結果を踏まえて予測及び評価を行いました。
景観	18	中央道の諏訪湖 S A は、諏訪盆地の一番の眺望地点であるため、主要な視点場として位置付け、景観の調査、予測及び評価の地点に追加すること。	中央道の諏訪湖 S A については、P. 11-12-2 及びそれ以降の頁に示すとおり、景観の主要な眺望点に選定し、調査、予測及び評価を行いました。

表 9.1 (6) 方法書についての長野県知事意見と都市計画決定権者の見解

環境要素	番号	長野県知事意見	都市計画決定権者の見解
触れ合い活動の場	19	<p>実施区域は、諏訪湖の外環であり人と自然との触れ合い活動の場が多くあるため、それらに対する工事による影響が想定される場合には、環境影響評価項目として選定し、調査、予測及び評価を行うこと。また、自然豊かな社寺等について、主要な人と自然との触れ合い活動の場として位置づけ、調査、予測及び評価の地点への追加を検討すること。</p>	<p>工事の実施における「工事施工ヤードの設置」、「工事用道路等の設置」に係る人と自然との触れ合い活動の場について、環境影響評価項目に選定（P.10-4）し、P.11-13-1 及びそれ以降の頁に示すとおり、調査、予測及び評価を行いました。</p> <p>また、自然豊かな社寺等については、関係市町への聞き取り調査を行った上で、P.11-13-2 及びそれ以降の頁に示すとおり、主要な人と自然との触れ合い活動の場の地点に選定し、調査、予測及び評価を行いました。</p>
廃棄物等	20	<p>準備書において、伐採木の発生量を予測及び評価の対象に加えるとともに、その処理方法についても記載すること。</p>	<p>廃棄物等の予測及び評価については、P.11-15-1 及びそれ以降の頁に示すとおり、伐採木として、建設発生木材の発生量を対象に加えるとともに、その処理方法についても検討しました。</p>